

帯広市農業委員会農地等の利用の最適化の推進に関する指針

令和7年 4月28日

帯広市農業委員会

第1 基本的な考え方

帯広市農業委員会は、農地利用の最適化に取り組むため「農業委員会等に関する法律」第7条に基づく指針として、具体的な目標と推進方法を次のとおり定める。

なお、この指針は、令和9年度末までの目標達成に向けた計画とし3年ごとの検証・見直しを行うこととする。

また、単年度の具体的な活動については、「農業委員会による最適化活動の推進等についての一部改正について」(令和5年3月1日付け4経営第2762号農林水産省経営局長通知、令和5年3月9日付け4経営第2784号農林水産省経営局農地政策課長通知)に基づく「最適化活動の目標の設定等」のとおりとする。

第2 具体的な目標、推進方法及び評価方法

1 遊休農地の発生防止・解消について

(1) 遊休農地の解消目標

	管内の農地面積 (A)	遊休農地面積 (B)	遊休農地の割合 (B/A)
現 状 (令和7年3月)	22,900ha	0ha	0%
目 標 (令和10年3月)	22,900ha	0ha	0%

【目標設定の考え方】

遊休農地については、現状を踏まえ今後も発生させないようゼロを維持していく。

(2) 遊休農地の発生防止・解消の具体的な推進方法

ア 農地法第30条の規定による利用状況調査を実施する。

イ 農業委員3名と事務局職員2名により調査班を編成し、毎年5月から11月まで、月2回の農地パトロールを継続して実施する。

(3) 遊休農地の発生防止・解消の評価方法

遊休農地の発生防止・解消の進捗状況は、遊休農地の割合により評価する。

単年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」のとおりとする。

2 担い手への農地利用集積について

(1) 担い手への農地利用集積目標

	管内の農地面積 (A)	集積面積 (B)	集積率 (B/A)
現 状 (令和7年3月)	22,900ha	21,471.4ha	93.76%
目 標 (令和10年3月)	22,900ha	21,519.5ha	93.97%

【目標設定の考え方】

農地利用集積については、現状を踏まえ担い手である認定農業者等への集積率を向上させていく。

(2) 担い手への農地利用の集積・集約化に向けた具体的な推進方法

ア 農地の利用最適化の推進について

農地所有者の将来的な農地利用計画や意向などについて調査を行い、関係機関との連携のもと、農業経営基盤強化促進事業、農地移動適正化あっせん事業、農地売買等事業、農地中間管理事業等の積極的な活用促進や地域における利用調整とあっせん活動を継続的に実施する。

イ 農地制度の周知等について

農業委員の地域での活動や広報誌の活用(年2回)により、農地の利用集積に係る制度の周知や農地を相続する場合の登記手続きについての意識啓発を行う。

(3) 担い手への農地利用の集積・集約化の評価方法

担い手への農地利用の集積・集約化の進捗状況は、農地の集積率により評価する。

単年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他の事務の実施状況の公表」のとおりとする。

3 新規参入の促進について

(1) 新規参入の促進目標

	新規参入者数	農地面積
現 状 (令和7年3月)	1経営体	1ha
目 標 (令和10年3月)	3経営体	15ha

※現状はR4.3～R7.3の実績値

【目標設定の考え方】

新規参入については、現状を踏まえ1年間あたり1経営体、農地面積は5haを目標とする。

(2) 新規参入の促進に向けた具体的な推進方法

ア 情報提供について

新規参入希望者の農地に関する相談対応を行うとともに、関係機関と連携し融資制度・研修制度等に関する情報提供を行う。

イ 農地の利用調整

営農意欲の高い就農希望者に対しては、帯広市の営農計画の確実性を確認しながら地域と連携した農地あっせん等に努める。

(3) 新規参入の促進の評価方法

新規参入の促進の進捗状況は、新規参入者（個人、法人）の数により評価する。

単年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他の事務の実施状況の公表」のとおりとする。

第3 「地域計画」の目標を達成するための役割

帯広市において作成された「地域計画」に基づき、農地を効率的かつ総合的に利用していくため、帯広市農業委員会は次の役割を担っていく。

- ・日常的な農地の見守りによる農地の適正利用の確認
- ・農家への声掛け等による意向把握
- ・「地域計画」で位置づけられた担い手への農地の利用調整やマッチング
- ・農地中間管理事業の活用の働きかけ
- ・「地域計画」の見直しへの協力